

長介第424号

令和5年6月6日

地域密着型サービス事業所管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症法上の位置づけの変更に伴う運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の取扱いについて（通知）

日頃から、当市の介護保険事業に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る運営推進会議等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の取扱いの変更について（通知）」（令和3年3月1日付長介第965号）により、柔軟な取扱いを行ってきたところです。

このたび、令和5年5月1日付厚労省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」を受け、本市における取扱いを下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

1 運営推進会議等の取扱い

(1) 運営推進会議等については、①対面（集合形式）、②オンラインのいずれかの方法で開催してください。

①対面開催の場合

感染防止対策を行ったうえで開催してください。

②オンライン開催の場合

テレビ電話装置等を活用し開催してください。ただし、利用者又はその家族が参加して実施する場合は、利用者等の同意を得る必要があります。

(2) 議事録については、速やかに提出してください。

2 外部評価について

運営推進会議等を活用した外部評価については、上記1(1)①②のいずれかの方法により実施してください。

3 その他

本通知の取扱いは、本日からとします。今後の状況等により取扱いを変更する場合は別途お知らせします。

担当：介護保険課介護事業推進係 渡邊（聖）・井上
電話：0258-39-2245／FAX：0258-39-2278
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp